

無形文化遺産の保護に関する第16回政府間委員会の概要と課題

二 神 葉 子

1. はじめに

UNESCOの無形文化遺産の保護に関する条約（略称：無形文化遺産保護条約）の締約国は、現在180カ国¹⁾を数える。締約国数からみれば、無形文化遺産保護条約は世界のほとんどの国が加入した普遍的な条約²⁾であり、このことは世界的にこの条約に対する関心が高いことの表れといえる。日本は無形文化遺産保護条約の成立及び履行に深く関与しており、国内的には2013年の「和食：日本人の伝統的な食文化」の人類の無形文化遺産の代表的な一覧表（以下、代表一覧表）への記載以降、「山・鉾・屋台行事」（2016年）や「来訪神：仮面・仮装の神々」（2018年）など数多くの実践の一括記載もあって、世界遺産と混同されつつも「UNESCOの無形文化遺産」への関心は非常に高いものがある。一方で、無形文化遺産への世界的な注目度の高さにより引き起こされたさまざまな課題も表面化している。

ところで、代表一覧表への記載をはじめとした、無形文化遺産保護条約の履行状況に関する審議が行われるのが「無形文化遺産の保護に関する政府間委員会（以下、政府間委員会）」で、今回がその16回目となる。ここでは、2021年12月に開催された第16回政府間委員会について、その概要と、政府間委員会での議論から見出された、政府間委員会及び無形文化遺産保護条約の履行における課題、及び今後の展望について述べる。

2. 無形文化遺産保護条約第16回政府間委員会

無形文化遺産保護条約第16回政府間委員会は、2021年12月13日～18日を会期として、オンライン会議システムのzoomにより、議長と事務局がパリのUNESCO本部、各委員国や締約国、評価機関やNGOが各国のUNESCO代表部や本国の執務室、自宅などから接続する形式で開催された。委員国には2件、委員国以外の締約国³⁾、NGOフォーラムには地域ごとに、また、各カテゴリー2センターには1件の発言可能なアカウントが配分され、それ以外の参加者はUNESCOの第16回政府間委員会ウェブサイトから、オリジナル音声、同時通訳としてUNESCO公用語の英語・フランス語のウェブキャストを視聴することとなった⁴⁾。政府間委員会は当初、スリランカの首都コロンボでの開催が予定されていた。しかし、新型コロナウイルス感染拡大を踏まえて委員国の意見集約が行われ⁵⁾、一旦はUNESCO本部（フランス・パリ）での対面による開催が決定された⁶⁾。さらに、その後のフランスでの新型コロナウイルス感染拡大に伴い、2021年12月3日の非公式のビューロー会合⁷⁾を経て、政府間

委員会は完全オンライン開催に変更された⁸⁾。また、オンライン開催になったことで、各国の時差にできる限り配慮し、各日の審議時間がパリ時間の10時15分～17時15分（日本時間18時15分～翌日1時15分）の6時間（1時間の休憩を除く）とされた⁹⁾。

第16回政府間委員会の議長はスリランカUNESCO国内委員会の委員長であるMr Punchi Nilame Meegaswatte（スリランカ）、委員国の中からUNESCOの選挙グループごとに1カ国ずつ¹⁰⁾が選出される副議長国はスウェーデン（グループI）、チェコ（グループII）、ブラジル（グループIII）、ジブチ（グループV(a)）、サウジアラビア（グループV(b)）であった。政府間委員会の全ての議事を記録・報告するラポルトゥールは、高井絢氏（Ms. Jun Takai、ユネスコ日本政府代表部一等書記官）が務めた。政府間委員会で議決権のある委員国は、締約国会議で全締約国の中から24カ国が選ばれる。委員国の任期は4年間で、隔年（西暦の下1桁が偶数の年）で開催される締約国会議で半数が改選される。下一桁が奇数の年である2021年は締約国会議が開催されないため、委員国は前回と変わらず下記のとおりである（英語のアルファベット順）。

選挙グループI（西欧及び北米地域）：オランダ、スウェーデン、スイス

選挙グループII（中・東欧地域）：アゼルバイジャン、チェコ、ポーランド

選挙グループIII（ラテンアメリカ・カリブ地域）：ブラジル、ジャマイカ、パナマ、ベルー

選挙グループIV（アジア太平洋地域）：中国、日本、カザフスタン、韓国、スリランカ

選挙グループV(a)（アフリカ地域¹¹⁾）：ボツワナ、カメルーン、コートジボワール、ジブチ、ルワンダ、トーゴ

選挙グループV(b)（アラブ地域）：クウェート、モロッコ、サウジアラビア

第16回政府間委員会の議題は表1に示す21件である。オンライン開催ではあるが、前回とは異なり、審議時間の長さは通常と同様のため議題数もほぼ例年通りである。本稿では、これらのうち議題8などについて議論の概要を紹介する。

表1 無形文化遺産保護条約第16回政府間委員会 議事一覧

議題番号	議題名称
1	Opening（開会）
2	Adoption of the agenda（議事の採択）
3	Observers（オブザーバー）
4	Adoption of the summary records of the fifteenth session of the Committee（第15回政府間委員会議事概要の採択） Report by the Chairperson of the Committee on the Bureau activities（政府間委員会議長によるビューローの活動に関する報告）
5.a	Report by the Committee to the General Assembly on its activities (January 2020 to December 2021)（政府間委員会による自らの活動についての締約国総会への報告（2020年1月～2021年12月））
5.b	Report by the Secretariat on its activities (January 2020 to June 2021)（事務局による自らの活動についての報告（2020年1月～2021年6月））
6	Modification of the name of an inscribed element（記載案件の名称変更）
7	Reports of States Parties:（締約国による報告）
7.a	Examination of the reports of States Parties on the current status of elements inscribed on the List of Intangible Cultural Heritage in Need of Urgent Safeguarding（緊急保護一覧表記載案件の現状に関する締約国の報告の審議）
7.b	Examination of the reports of the first cycle of periodic reporting on the implementation of the Convention and on the current status of elements inscribed on the Representative List of the Intangible Cultural Heritage of Humanity by States Parties in Latin America and the Caribbean（ラテンアメリカ・カリブ海地域の締約国による、条約の履行及び代表一覧表記載案件の現状に関する定期報告第一サイクルの報告の審議）

7.c	Examination of the reports by States non party on the current status of elements inscribed on the Representative List of the Intangible Cultural Heritage of Humanity (代表一覧表記載案件の現状に関する条約非加盟国による報告の審議)
7.d	Reports by States Parties on the use of International Assistance from the Intangible Cultural Heritage Fund (無形文化遺産基金からの国際的援助の使用に関する締約国による報告)
8	Report of the Evaluation Body on its work in 2021 (評価機関の2021年における業務の報告)
8.a.	Examination of nominations for inscription on the List of Intangible Cultural Heritage in Need of Urgent Safeguarding (緊急保護一覧表記載への提案の審議)
8.b.	Examination of nominations for inscription on the Representative List of the Intangible Cultural Heritage of Humanity (代表一覧表記載への提案の審議)
8.c.	Examination of requests for International Assistance (国際的援助の要請の審議)
8.d.	Examination of proposals to the Register of Good Safeguarding Practices (保護のグッド・プラクティスの登録への提案の審議)
9	Report of the Non-Governmental Organizations Forum (NGO フォーラムの報告)
10	IOS Evaluation (2021) of UNESCO's action in the framework of the 2003 Convention (2003年条約の枠組みにおけるUNESCOの動きに関するIOSの評価(2021年))
11	Follow-up on elements inscribed on the Lists of the Convention (条約の一覧表に記載された案件のフォローアップ)
12	Intangible Cultural Heritage Fund: voluntary supplementary contributions and other issues (無形文化遺産基金: 自発的な追加の貢献及びその他の課題)
13	Draft plan for the use of the resources of the Intangible Cultural Heritage Fund in 2022–2023 (2022年～2023年の無形文化遺産基金のリソースの使用に関する計画案)
14	Reflection on the listing mechanisms of the Convention and proposal for related revisions to the Operational Directives (条約での一覧表作成メカニズムに関する検討及び関連の運用指示書の改定に関する提案)
15	Accreditation of new non-governmental organizations and review of accredited non-governmental organizations (新たな非政府組織の認定と認定NGOのレビュー)
16	Establishment of the Evaluation Body for the 2022 cycle (2022年サイクルでの評価機関の設置)
17	Date and venue of the seventeenth session of the Committee (第17回政府間委員会会合開催時期及び場所)
18	Election of the members of the Bureau of the seventeenth session of the Committee (第17回政府間委員会ビューローメンバー選出)
19	Other business (その他)
20	Adoption of the list of decisions (決議の採択)
21	Closure (閉会)

2-1 評価機関の活動（議題8）、その他（議題19）

緊急保護一覧表及び代表一覧表記載への提案、保護に関するグッド・プラクティスへの選定(Register of Good Safeguarding Practices、以後、グッド・プラクティス)、及び100,000米ドルを超える国際的援助¹²⁾の要請の評価の任にあたるのが評価機関(Evaluation Body)である。この評価機関は、様々な分野の無形文化遺産の専門家により構成され、6名はUNESCOの各選挙グループから1名ずつの委員国以外の締約国、6名はやはり各選挙グループから各1団体の認定NGOの専門家とされる。第16回政府間委員会での審議に向けての評価機関の議長はMs. Ľubica Voľanská(スロバキア)、副議長をMr. Pier Luigi Petrillo(イタリア)、ラポルトゥールはMr. Nigel Encalada(ベリーズ)が務めた。第16回政府間委員会の評価機関は以下に示す6名の専門家及び認定NGO 6団体からなる。評価機関の任期は4年で、毎年、全体の4分の1が改選される。以下の評価機関の構成員のうち下線部は、前回の第15回政府間委員会で改選され、新たに評価機関に加わった2カ国の専門家と認定NGO 1団体である。

委員国以外の締約国の専門家(Expert representatives of States Parties non-Members of the Committee)

選挙グループ I : Mr. Pier Luigi Petrillo (イタリア)

選挙グループ II : Ms. Ľubica Voľanská (スロバキア)

選挙グループ III : Mr. Nigel Encalada (ベリーズ)

選挙グループ IV : Mr. Kirk Siang Yeo (シンガポール)

選挙グループ V(a) : Mr. Limeneh Getachew Senishaw (エチオピア)

選挙グループ V(b) : Mr. Saeed Al Busaidi (オマーン)

認定NGO (Accredited non-governmental organizations)

選挙グループ I : Workshop intangible heritage Flanders

選挙グループ II : European Association of Folklore Festivals

選挙グループ III : Erigaie Foundation

選挙グループ IV : Korea Cultural Heritage Foundation (CHF)

選挙グループ V(a) : Association pour la sauvegarde des masques (ASAMA)

選挙グループ V(b) : Syria Trust for Development

1回の政府間委員会における提案書 (nomination file) の審議件数に対しては、2013年の第8回政府間委員会で、代表一覧表、緊急保護一覧表、グッド・プラクティス、100,000米ドルを超える国際的援助の合計で50件とする上限 (ceiling) が設定されている¹³⁾。ただし、2021年の第16回政府間委員会での審議に関しては、最優先で審議対象となる、2020年の審議対象とされていない締約国からの提案書が50件を超えていたことから、例外的に60件まで審議対象とすることを無形文化遺産保護条約の事務局 (UNESCOのリビング・ヘリテージ・エンティティ (Living Heritage Entity)、以下「事務局」) が提案した¹⁴⁾。そこで、2020年3月31日の締め切りまでに事務局に提出された92件の提案書に対し、60件の審議対象案件を選ぶために次に示す優先順位¹⁵⁾ が設けられた。2020年サイクルに検討の対象とされた提案書がない締約国からの提案53件 (同サイクルでの検討のために提案書を提出したものの、検討対象外となった27カ国 (下線) を含む、アルメニア、バハマ、バーレーン、ベルギー、ボリビア、ブルガリア、カメルーン、デンマーク、ジブチ、エクアドル、エストニア、エチオピア、インド、インドネシア、イラン、イラク、イタリア、ジャマイカ、ケニア、キルギス、ラオス、マダガスカル、マレーシア、マリ、モーリタニア、ミクロネシア、モンゴル、モンテネグロ、モロッコ、ミャンマー、オランダ、ナイジェリア、パレスチナ、パナマ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、セネガル、セイシェル、スリランカ、スーダン、シリア、タジキスタン、タイ、東チモール、トルコ、トルクメニスタン、ウクライナ、ウズベキスタン、ベネズエラ、ベトナム、イエメン)¹⁶⁾ のほか、優先度[i]として代表一覧表もしくは緊急保護一覧表への記載、グッド・プラクティスへの選定、100,000米ドルを超える国際的支援の承認のいずれの経験も有しない締約国からの提案 (2件) と、これらの締約国を含む複数国による提案 (5件) の合計60件が対象となった。これらの提案書は、技術的な不備を解消するための事務局による締約国への情報要請を経て、60件全てが評価機関による検討の対象とされた。一方、従来は検討の対象となっていた、優先度[i]のうち緊急保護一覧表への記載提案、優先度[ii] (複数国による提案で優先度[i]に該当しないもの) 及び優先度[iii] (これまでに

記載、選定あるいは承認された案件が所定の件数¹⁷⁾を超えない締約国からの提案¹⁸⁾は、優先度[0]、及び[i]でより優先度の高い提案書が60件を数えたため、いずれの優先度にも該当しない21カ国(チュニジア、北朝鮮、UAE、ボスニア・ヘルツェゴビナ、チェコ、エジプト、サウジアラビア、ザンビア、バングラデシュ、キューバ、ジョージア、ギリシャ、ハンガリー、カザフスタン、カンボジア、アルジェリア、アゼルバイジャン、フランス、韓国、日本、中国)¹⁹⁾からの提案とともに、2021年の検討の対象から外れた。なお、提案書が検討対象外となった締約国は、2年のサイクルの間に少なくとも1件の提案書を審議対象とできるとの決定²⁰⁾に基づき、2022年には最優先でその提案書が審議対象となる。

議題8で扱われた提案は表2-1~2-4のとおりで、評価機関の勧告と政府間委員会での決議(審議前の取下げを含む)、及び評価機関と関係締約国との対話を実施されたかどうかを併せて示した。案件名の和訳は筆者による便宜的な仮訳で、地名やコミュニティの名称など、政府間委員会での審議や提案書添付の映像で、関係締約国やコミュニティにおける発音をできるだけ確認し示すことを目的としたものである。正式な名称はUNESCOの公用語である英語及びフランス語で、関係締約国での名称もそれぞれの提案書に記載されている。なお、各案件の提案書は、提案書の付属資料である画像や映像なども含め、UNESCOの第16回政府間委員会関連ウェブサイト (<https://ich.unesco.org/en/16com>) で閲覧可能である。

表2-1 緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表記載への提案案件 (6件)

決議案No.	締約国	案件名称	対話	提案書No.	勧告	決議	
16.COM 8.a.1	バハマ	Junkanoo (ジュンカノー) *国の文化的なイベントで、各地でパレードが行われる		1721	情報照会	取下げ	
16.COM 8.a.2	エストニア	Building and use of expanded dugout boats in the Soomaa region (ソーマー地域における膨らんだ刳り舟の建造と利用)		1680	記載	記載	
16.COM 8.a.3	マリ	Cultural practices and expressions linked to the 'M'Bolon', a traditional musical percussion instrument (ムボロンという伝統的な音楽の打楽器と結びついた文化実践と表現)		1689	情報照会	記載	
16.COM 8.a.4	ミクロネシア	Carolinian wayfinding and canoe making (カロリン諸島の航海術とカヌー作り)	○	1735	記載	記載	
16.COM 8.a.5	ジブチ	Xeedho (ヒードー) *娘の結婚の1週間後に、娘の母親が娘の結婚相手に贈る料理	○	1736 1843	情報照会	情報照会	
16.COM 8.a.6	東チモール	Tais, traditional textile (タイス：伝統的な布地)		1688 1842	記載	記載	
					記載	3	4
					情報照会	3	1
					不記載	0	0
					取下げ	-	1
					合計	6	6

各案件の提案書及び添付資料 URL <https://ich.unesco.org/en/8a-urgent-safeguarding-list-01192>

表2-2 人類の無形文化遺産の代表的な一覧表への記載提案案件 (48件)

決議案No.	締約国	案件名称	対話	提案書No.	勧告	決議
16.COM 8.b.1	イエメン	Hadrami Dān (ハドラマミ・ダン) *ハドラマミの人々による歌う詩のコンテスト		1699	情報照会	取下げ
16.COM 8.b.2	アルメニア	Tmdez, the feast of the newlyweds and the precursor of spring in Armenia (トルンデス: アルメニアにおける新婚夫婦と春の前兆の饗宴)		1179	情報照会	取下げ
16.COM 8.b.3	バーレーン	Fjiri (フジリ) *真珠採りの歴史を記念した音楽フェスティバル	○	1747	記載	記載
16.COM 8.b.4	ベルギー	Namur stilt jousting (ナムユールの高脚槍試合)		1590	記載	記載
16.COM 8.b.5	ボリビア	Grand Festival of Tarja (タリハの大祭)	○	1477	記載	記載
16.COM 8.b.6	ブルガリア	Visoko multipart singing from Dolen and Satovcha, South-western Bulgaria (ブルガリア南西部ドレン及びサトヴチャのヴィソコという多声部歌唱)	○	967	記載	記載
16.COM 8.b.7	カメルーン	Nguon, rituals around the sacred power of the Mfon (Monarch) (ングオン: ムフォン(君主)の神秘的な力の周辺の儀式)		1728	情報照会	取下げ
16.COM 8.b.8	コンゴ民主共和国、コンゴ	Congolese rumba (コンゴのルンバ)		1711	記載	記載
16.COM 8.b.9	デンマーク	Inuit drum dancing and singing (イヌイットの踊りと歌)		1696	記載	記載
16.COM 8.b.10	デンマーク、フィンランド、アイスランド、ノルウェー、スウェーデン	Nordic clinker boat traditions (スカンジナビアのクリンカーボートの伝統)		1686	記載	記載
16.COM 8.b.11	エクアドル	Pasillo, song and poetry (パシージョ: 歌と詩)		1702	記載	記載
16.COM 8.b.12	エチオピア	Ashenda, Ashendye, Aynewari, Maria, Shadey, Solel, Ethiopian girls' festival (アシェンダ、アシェンドゥイエ、アイネワリ、マリア、シャデイ、ソレル: エチオピアの女の子の祭り)		1606	情報照会	取下げ
16.COM 8.b.13	フィンランド	Kaustinen fiddle playing and related practices and expressions (コースティネンのフィドル演奏と関連の実践と表現)		1683	記載	記載

決議案No.	締約国	案件名称	対話	提案書No.	勧告	決議
16.COM 8.b.14	ドイツ、サウジ アラビア、オー ストリア、ベル ギー、クロアチ ア、UAE、スペ イン、フランス、ハ ンガリー、アイ ルランド、イタ リア、カザフス タン、キルギス、 モロッコ、モン ゴル、パキスタ ン、オランダ、ポ ーランド、ポル トガル、カタール、シリア、韓 国、スロバキア、 チェコ	Falconry, a living human heritage (鷹狩り、生きた人類の伝統)		1708	記載	記載
16.COM 8.b.15	インド	Durga Puja in Kolkata (コルカタにおけるドゥルガ・プジャ*) *ヒン ドゥー教の女神ドゥルガを崇拝する10日間の祭り		703	情報照会	記載
16.COM 8.b.16	インドネシア	Gamelan (ガムラン)		1607	記載	記載
16.COM 8.b.17	イラク	Traditional craft skills and arts of Al-Naoor (アル=ナオール*の伝統工芸の技能と技術) *木製の水車	○	1694	記載	記載
16.COM 8.b.18	イタリア	Truffle hunting and extraction in Italy, traditional knowledge and practice (イタリアにおけるトリュフ探索と採集:伝統 的な知識と実践)		1395	記載	記載
16.COM 8.b.19	ジャマイカ	Revivalism, religious practice in Jamaica (リバイバリズム:ジャマイカにおける宗教的 な実践)		1732	不記載	取下げ
16.COM 8.b.20	ラオス	Traditional craft of Naga motif weaving in Lao communities (ラオの人々のコミュニティにおけるナーガ の図柄の織物の伝統的な技能)		1593	情報照会	情報照会
16.COM 8.b.21	マダガスカル	Malagasy Kabary, the Malagasy oratorical art (マダガスカルのカバリイ:マダガスカルの演 説の技術)	○	1741	記載	記載
16.COM 8.b.22	マレーシア	Songket (ソンケット) *マレーシアの伝統的な手織りの布	○	1505	情報照会	記載
16.COM 8.b.23	マルタ	L-Ghana, a Maltese folksong tradition (ラーナ:マルタの民謡の伝統)		1681	記載	記載

決議案No.	締約国	案件名称	対話	提案書No.	勧告	決議
16.COM 8.b.24	モーリタニア	Traditional teaching system of the Mahadras in Mauritania (モーリタニアにおけるマハドラ*の伝統的な教育システム) *「砂漠の大学」とも呼ばれる開かれた伝統的な教育システム		1691	情報照会	情報照会
16.COM 8.b.25	モンテネグロ	Cultural Heritage of Boka Navy Kotor: a festive representation of a memory and cultural identity (コトルのボカ・ネイビーの文化遺産: 記憶と文化的アイデンティティのお祭りによる表現)		1727	記載	記載
16.COM 8.b.26	モロッコ	Tbourida (ツボウリーダ) *モロッコの乗馬によるパフォーマンス		1483	記載	記載
16.COM 8.b.27	ミャンマー	Practice of Thanakha culture in Myanmar (ミャンマーにおけるタナカ*の文化の実践) *顔や体に塗る白い粉		1720	情報照会	情報照会
16.COM 8.b.28	オランダ	Corso culture, flower and fruit parades in the Netherlands (コルソの文化: オランダの花と果物のパレード)		1707	記載	記載
16.COM 8.b.29	ナイジェリア	Sango festival, Oyo (オヨのサンゴ*の祭り) *オヨのコミュニティの伝説上の祖先		1617	情報照会	情報照会
16.COM 8.b.30	パレスチナ	The art of embroidery in Palestine, practices, skills, knowledge and rituals (パレスチナの刺繍の技術: 実践、技能、知識と儀式)		1722	記載	記載
16.COM 8.b.31	パナマ	Dances and expressions associated with the Corpus Christi Festivity (聖体の祝日の祭りに関連する踊りと表現)	○	1612	記載	記載
16.COM 8.b.32	ペルー	Pottery-related values, knowledge, lore and practices of the Awajún people (アワフンの人々のやきものに関連した価値、知識、伝承及び実践)		1557	記載	記載
16.COM 8.b.33	ポーランド	Flower carpets tradition for Corpus Christi processions (聖体の祝日の行列のための花のじゅうたんの伝統)		1743	記載	記載
16.COM 8.b.34	ポルトガル	Community festivities in Campo Maior (カンポ・マヨールにおけるコミュニティの祭り)		1604	記載	記載

決議案No.	締約国	案件名称	対話	提案書No.	勧告	決議
16.COM 8.b.35	サウジアラビア、アルジェリア、バーレーン、エジプト、イラク、ヨルダン、クウェート、レバノン、モーリタニア、モロッコ、オマーン、パレスチナ、スーダン、チュニジア、UAE、イエメン	Arabic calligraphy: knowledge, skills and practices (アラビア文字のカリグラフィの知識、技能及び実践)		1718	記載	記載
16.COM 8.b.36	セネガル	Ceebu Jën, a culinary art of Senegal (セブ・ジェン：セネガルの料理の技術)	○	1748	記載	記載
16.COM 8.b.37	セイシェル	Moutya (ムチア) *フランス人にアフリカから連れてこられた奴隷がもたらした踊り	○	1690	記載	記載
16.COM 8.b.38	スリランカ	Traditional craftsmanship of making Dumbara Ratā Kalāla (ドゥンバラ・ラタ・カララを作る伝統的な職人技)		1693	記載	記載
16.COM 8.b.39	スーダン	Al Toub Al Sudani, Sudanese national dress for women (アル・トゥブ・アル・スダニ：スーダンの女性のための国民的衣装)		1729	情報照会	取下げ
16.COM 8.b.40	シリア	Al-Qudoud al-Halabiya (アル＝クドゥド・アル＝ハラビヤ) *アレッポの伝統的な音楽		1578	記載	記載
16.COM 8.b.41	タジキスタン	Falak (ファラク) *タジキスタンの山岳地域の人々の伝統的な音楽		1725	記載	記載
16.COM 8.b.42	タイ	Nora, dance drama in southern Thailand (ノラ：タイ南部における舞踊劇)		1587	記載	記載
16.COM 8.b.43	トルコ	Hüsn-i Hat, traditional art of Islamic calligraphy (フスニ＝ニ＝ハット：伝統的なイスラムのカリグラフィの技術)		1684	記載	記載
16.COM 8.b.44	トルクメニスタン	Dutar making craftsmanship and traditional music performing art combined with singing (ドゥタルを作る職人技及び歌うことと関連した伝統的な音楽の実演の技術)		1565	記載	記載
16.COM 8.b.45	ウクライナ	Ornek, a Crimean Tatar ornament and knowledge about it (オルネク：クリミアのタタールの飾りとそれに関する知識)	○	1601	記載	記載

決議案No.	締約国	案件名称	対話	提案書No.	勧告	決議
16.COM 8.b.46	ウズベキスタン	Bakhshi* art (バクシの技術) *神話やオリジナルの物語を音楽に乗せて語るパフォーマンス、もしくはその語り手	○	1706	記載	記載
16.COM 8.b.47	ベネズエラ	Festive cycle around the devotion and worship towards Saint John the Baptist (洗礼者ヨハネへの献身と崇拝に関連した一連の祭り)		1682	記載	記載
16.COM 8.b.48	ベトナム	Art of Xòe dance of the Tai people in Viet Nam (ベトナムにおけるタイ族のホエ舞踊の技能)		1575	記載	記載
				記載	36	38
				情報照会	11	4
				不記載	1	0
				取下げ	-	6
				合計	48	48

各案件の提案書及び添付資料 URL <https://ich.unesco.org/en/8b-representative-list-01191>

表2-3 グッド・プラクティス提案案件（5件）

決議案No.	締約国	案件名称	対話	提案書No.	勧告	決議
16.COM 8.c.1	ドイツ、デンマーク	Danish-German minority model: a framework for living together in peace in a culturally diverse region (デンマークとドイツのマイノリティモデル: 文化的に多様な地域において共に安寧に暮らすための枠組み)		1697	情報照会	情報照会
16.COM 8.c.2	イラン	National programme to safeguard the traditional art of calligraphy in Iran (イランにおけるカリグラフィの伝統的な技術の保護のための国のプログラム)	○	1716	選定	選定
16.COM 8.c.3	ケニア	Success story of promoting traditional foods and safeguarding traditional foodways in Kenya (ケニアにおける伝統的な食品の振興と伝統的な食に関する活動の保護のサクセスストーリー)		1409	選定	選定
16.COM 8.c.4	キルギス	Nomad games, rediscovering heritage, celebrating diversity (ノマドゲーム: 遺産の再発見、多様性の称賛)		1738	選定	選定
16.COM 8.c.5	フィリピン	The School of Living Traditions (SLT) (生きた伝統の学校 (SLT))		1739	選定	選定
				選定	4	4
				情報照会	1	1
				非選定	0	0
				取下げ	-	0
				合計	5	5

各案件の提案書及び添付資料 URL <https://ich.unesco.org/en/8c-register-01193>

表 2-4 国際的援助要請案件（3件）

決議案No.	締約国	案件名称	申請額	対話	提案書No.	勧告	決議
16.COM 8.d	モンゴル	Sustaining and transmitting Mongol Biyelgee (モンゴルのビエルゲー*の維持と伝承) *伝統的な踊り	US\$172,095	○	1500	承認	承認
16.COM 8.a.5 ※	ジブチ	Xeedho (ヒードー)	US\$116,450	○	1843	承認	承認
16.COM 8.a.6 ※	東チモール	Tais, traditional textile (タイス：伝統的な織物)	US\$265,895		1842	承認	承認
					承認	3	3
					情報照会	0	0
					不承認	0	0
					取下げ	-	0
					合計	3	3

各案件の提案書及び添付資料 URL <https://ich.unesco.org/en/8d-international-assistance-requests-01194>

※ これら2件は緊急保護一覧表への記載提案と同時に国際的援助の要請が行われた案件で、緊急保護一覧表記載に関する審議において扱われた。

代表一覧表への記載提案について、評価機関が提案書全体について好ましい事例（good examples）として挙げたのは次のとおりである。「コースティネンのフィドル演奏と関連の実践と表現」（フィンランド）では、提案の全ての過程にコミュニティが関与している点、「ラーナ：マルタの民謡の伝統」は、あらゆる面において模範的で、若者の関与の促進や学校のカリキュラムへの統合の手法が提案されている点を特筆した。「アワフンの人々のやきものに関連した価値、知識、伝承及び実践」（ペルー）は、原住民の持続的で創造的な生活における無形文化遺産の意味に着目した事例とされた。「聖体の祝日の行列のための花のじゅうたんの伝統」（ポーランド）は、コミュニティの強い関与を明確に示すよく準備された映像を含む点が特筆される。「スカンジナビアのクリンカーボートの伝統」（デンマーク、フィンランド、アイスランド、ノルウェー、スウェーデン）は複数国による提案の好例で、協力、対話、経験の共有を明示している。さらに、マジョリティ、マイノリティ集団と住民によって実践されてきたリビング・ヘリテージを認識している点を指摘した²¹⁾。

提案の特定の箇所に関して好ましいとされた案件は、「コンゴのルンバ」（コンゴ民主共和国、コンゴ）、「パシージョ：歌と詩」（エクアドル）、「コルソの文化：オランダの花と果物のパレード」（オランダ）、「カンポ・マヨールにおけるコミュニティの祭り」（ポルトガル）、「アラビア文字のカリグラフィの知識、技能及び実践」（サウジアラビア、アルジェリア、バーレーン、エジプト、イラク、ヨルダン、クウェート、レバノン、モーリタニア、モロッコ、オマーン、パレスチナ、スーダン、チュニジア、UAE、イエメン）、「ドゥンバラ・ラタ・カララを作る伝統的な職人技」（スリランカ）である。このうち、「コンゴのルンバ」は、提案国同士や関係コミュニティなどとの間の連帯や調整、友好関係を示し、「パシージョ：歌と詩」（エクアドル）は、保護の手段の策定へのコミュニティの関

与を示す好例とされた。「コルソの文化：オランダの花と果物のパレード」は、案件の実践や保護のネットワーク構築におけるコミュニティの主導性に着目しているとした。また、「ドゥンバラ・ラタ・カラを作る伝統的な職人技」では、無形文化遺産と持続可能な開発との関連に関する強い認識を示すとともに、健康や障害者扶助に関する社会保障の提案を通じた、コミュニティの福祉に対処するための取り組みが示されていると述べている²²⁾。

一方で、評価機関は本サイクルの提案書についてこれまでと同様に、文章の質の低さ、世界遺産条約など他の条約に関連した用語と混同した語彙の使用、ビデオと提案書の記述内容との矛盾など²³⁾を指摘しているほか、さまざまな課題について言及した。これらの課題のうち、日本の今後の提案にも関連する可能性がある内容を中心に紹介する。

- ・世界遺産条約との関連：世界遺産条約と関連しうる無形文化遺産の記載は、両者の保全、保護に有益となりうる。しかし、単に世界遺産の宣伝のために、無形文化遺産保護条約の一覧表への記載提案を行うべきではない²⁴⁾。
- ・宗教との関連：多くの無形文化遺産がスピリチュアルな面を有し、宗教的な伝統と関連があるが、組織的な宗教が無形文化遺産であるとは考えない²⁵⁾。
- ・過度な商業化や観光：提案書においては、案件の経済的な側面と、社会的あるいは文化的な機能とのバランスをとることを推奨する²⁶⁾。一部の提案書の保護の手段には、経済的な可能性の向上に関する対策のみを目的としたものがあつたが、案件の活性化も目的とすべきである²⁷⁾。保護の手段の策定にコミュニティが関与することで、生じた収入の恩恵を被るのが国や私企業よりもコミュニティであることが確実となる²⁸⁾。また、締約国はコミュニティや案件、環境に対する観光の正負両方の影響を考慮すべきである。観光促進のみを目的とした提案は全く推奨しない²⁹⁾。
- ・動物の権利：提案書に記述がないにもかかわらず、提案書添付のビデオでは動物が案件の一部を成すことが描写された提案があつた。締約国は動物の福祉について、提案書全体や保護の手段の履行において配慮する必要がある³⁰⁾。
- ・食に関する遺産：食に関連する案件を提案する場合、関連する文化的な機能や、実践、伝統や意味に着目すべきである。また、保護の手段についても、食物自体ではなく、食に関する機能や実践、伝統の活性化や伝承を目的としたものでなければならない³¹⁾。
- ・ジェンダー：案件の伝承、提案書や保護の手段の準備における男性と女性の役割を明記した提案書や、女性が主な担い手であり、その役割を明記した提案書、女性の関与がより大きいことが記述された提案書があつた。一方で、性別役割に関する記述が全くない提案書もある。それぞれの文化的なコンテキストにおける案件の実践を理解することは重要であると考え。締約国は、提案書全体にわたってより詳細に性別役割について記述することが、評価にあたり有益なことに留意すべきである³²⁾。
- ・所有権の主張：案件の地理的分布の明示は、特に、他の国で同様の実践が行われている際に必要となる。記載は案件の正統性や所有を主張する手段として用いるべきではなく、同様に、他の場所に案件が存在する際にも確認を奨励する³³⁾。

このほか、特に脅威が確認できないにもかかわらず、緊急保護一覧表への記載を提案した提案書が

2件あり、評価機関が特定の一覧表への記載を勧告できる規定はないものの、決議案には代表一覧表への記載提案がより適切であると記された³⁴⁾。また、緊急保護一覧表への記載がより適切と思われる案件について、代表一覧表への記載が提案された事例もあった。但し、評価機関は、当該の記載基準を満たしている限り、いずれの一覧表に記載提案するかを決めるのは締約国の権利であることも確認している³⁵⁾。

なお、第15回政府間委員会（2020年、オンライン）から正式に導入されたダイアログ・プロセス（dialogue process³⁶⁾）は、今回が2回目の実施となった。ダイアログ・プロセスの適用は前回と同様、特定の質問に対する特定の回答が期待される場合に限定され、わずかな情報の不足や書きぶりの混乱が単純なQ&Aにより解消可能であると評価機関が判断した場合にのみ実施された³⁷⁾。ダイアログ・プロセスが適用されたのは表2-1～2-4の「対話」の項目に○が付された15件で、うち11件が代表一覧表記載提案、緊急保護一覧表記載提案が2件、グッド・プラクティスの選定及び国際的援助の要請が各1件である。これらの対話が行われた提案は、2件³⁸⁾を除き記載が勧告された。情報照会勧告を受けた2件のうち、政府間委員会の審議を経て、「ソケット」（マレーシア）は記載が決議され、「ヒーロー」（ジブチ）は決議も情報照会となった³⁹⁾。

ところで、議題19において、代表一覧表への記載提案に関する例外的な扱いについての審議が行われた。「ジュームー・スープ」（ハイチ）は、2021年3月25日に関係締約国から代表一覧表への記載を提案する提案書が提出され、2022年に検討が行われる予定であった。そうしたところ、ハイチ当局から「ジュームー・スープ」の提案について、当初予定されていた第17回政府間委員会（2022年）ではなく、第16回政府間委員会（2021年）での迅速な検討を要請する2021年8月23日付の書簡が届いた。この要請は、すでに新型コロナウイルス感染拡大で大きなプレッシャーを受けている中で、8月14日のマグニチュード7.2の大地震及び16日のハリケーンなどの一連の自然災害や、それに先立つ7月の大統領暗殺によって、深刻な社会的、経済的危機がもたらされているハイチの人々に、記載によって希望や連帯の気持ちをもたらしたいという希望からなされたものである。例外的な迅速な審議を正当化する規定は存在しないものの、2020年の第8回締約国会議で採択された「危機的な状況にある無形文化遺産の保護のための運用原則及び方式（Operational principles and modalities for safeguarding intangible cultural heritage in emergencies）⁴⁰⁾」では、無形文化遺産の危機的状況への対処や復興に果たす役割が指摘されていることに鑑みて、評価機関は例外的に当該案件の評価を実施した。一方で、評価の指標は通常と同様であり、また政府間委員会も記載を決議できるものの、運用指示書に規定がないことから、政府間委員会の決定は2022年に開催予定の第9回締約国会議で承認される必要があることも確認された⁴¹⁾。評価機関での検討を経て、「ジュームー・スープ」は代表一覧表への記載が勧告され、政府間委員会で決議案に関する審議が行われた。委員国はハイチへの同情と連帯を表明し、案件の代表一覧表への記載を強く支持する一方で、決議案に本案件の記載をめぐる例外的な手続きをどのように記述するかについて議論が行われた。最終的に、この記載が例外的に実施されたもので、第9回締約国会議で検討されるべきであること、オープンエンドの政府間作業部会で例外的な事例のための手続について検討されるよう奨励すること、事務局に対し、この手続きを承認するように締約国会議に注意喚起するよう要請することが決議された⁴²⁾。

なお、今回、「オルネク：クリミアのタタールの飾りとそれに関する知識」がウクライナから提案され、代表一覧表に記載された。オルネク（Ornek）はシンボルのシステム及び意味で、刺繍ややきものなどの図柄などに用いられる。クリミアのタタールのコミュニティでは、具体的な意味を持たせるために組み合わせて図柄を用いているとのことである⁴³⁾。この記載に対し、決議後に発言を許されたロシア⁴⁴⁾が、当該案件はウクライナによって保護されておらず遺憾である旨の声明を行った。

2-2 新たな非政府組織の認定と認定NGOのレビュー（議題15）

新たな非政府組織の認定と認定NGOのレビューは、認定の正式な承認が締約国会議で行われることから、隔年（締約国会議の開催される前年）で政府間委員会の議題となる。今回は、新たに32団体が運用指示書第91段落の要件を満たしているとして、締約国会議での認定が勧告された。一方、認定の申請があったうち2団体についてメキシコから、Direct Gradual Development, Civil Association（メキシコ）は無形文化遺産や持続可能な開発に関する事業に関係しておらず、無形文化遺産を利用しようとしている。Institute for Intangible Cultural Heritage (IPACIM)（スペイン）は、その準備にコミュニティが関与していないにもかかわらず、複数国による提案を行おうとしており、受け取った情報に対して金銭が支払われているとの指摘があった。これを受けて政府間委員会では、これら2団体が運用指示書の要件を満たしているかどうか不明瞭であるとして、追加の情報に基づく締約国会議での検討を勧告した。また、12団体について要件を満たさない、もしくは満たしているかどうか判断できるだけの情報が得られないとして、認定しないことを勧告した。

認定NGOについては、今回評価の対象となった57団体の認定継続の一方、9団体が無形文化遺産保護条約への貢献がみられないこと、報告書の未提出、他団体との合併に伴う形態の変更を理由に、認定取消しを締約国会議に勧告することとなった。

このほか、政府間委員会では認定NGOの地理的な偏在が課題として指摘され、認定NGOの少ない地域の締約国に対して、領域内で活動し、要件を満たすNGOのできるだけ早期の認定要請の提出を奨励するよう勧めることが決議された⁴⁵⁾。

2-3 条約での一覧表作成メカニズムに関する検討及び関連の運用指示書の改定に関する提案（議題14）

第13回政府間委員会（2018年、ポートルイス）において、日本の財政支援により、無形文化遺産保護条約の一覧表作成メカニズムに関する多様な課題に対処するための世界的な検討が開始された。第14回政府間委員会（2019年、ボゴタ）では四つの主要な検討ポイントとして、(a) 一覧表作成のメカニズムに対する全体的なアプローチ；(b) 記載基準に関する課題；(c) 記載済み案件のフォローアップに関する課題；(d) 提案の評価手法が設定された。これに加え、その後の政府間委員会と締約国会議において、記載基準R.2、一覧表からの削除及び移行、記載後の案件のフォローアップ及び年間の審議件数の上限、複数国による提案とその拡張、リビング・ヘリテージの保護が一覧表作成のメカニズムを通じていかにして持続可能な開発に貢献するか、に関する検討が要請された⁴⁶⁾。

新型コロナウイルス感染拡大の状況に鑑み、2021年には、専門家への相談（consultation）として、

過去の評価機関のメンバーその他の事務局が認識する専門家へのオンラインアンケートや、6日間の専門家会合が開催された。その後、日本の尾池厚之ユネスコ日本政府代表部大使が議長を務めるオープンエンド⁴⁷⁾の政府間作業部会が、7月8日・9日（第一部）、9月9日・10日（第二部）の2回に分けてオンライン開催された。作業部会では上記の課題のうち、記載基準R.2、案件の一覧表からの削除もしくは一覧表間の移行についての具体的な手順、複数国による提案の拡張について議論された⁴⁸⁾。

議論を経て作業部会は、記載基準（グッド・プラクティスの選定基準P.9⁴⁹⁾の削除とそれ以外の記載／選定／承認基準の保持（詳細は各提案の申請書の書式改定時に検討）、記載後の案件のフォローアップ（特に、緊急保護一覧表から代表一覧表への移行と保護の成功事例のグッド・プラクティスへの包含）、案件の評価手法（特に、案件の一覧表への記載と認定に関する拡張もしくは削減の手続き）に関する改定を提案している⁵⁰⁾。また、奨励すべき実践として、提案の準備もしくは提案書提出時にコミュニティの言語（もしくはコミュニティが使用可能な言語）を利用すること、可能な場合に提案書の書式などへのテクノロジー（例えば、オーディオビジュアルツール）に利用すること、ジェンダー中立的でインクルーシブな言葉の使用（及び紳士協定といった言葉の回避）を挙げている⁵¹⁾。さらに、無形文化遺産保護条約第18条（無形文化遺産の保護のための計画、事業及び活動）をより広義に解釈するための検討の開始が重要であると述べている⁵²⁾。さらに、作業部会の任期を延長して、(a) 一覧表記載済み案件の状況に関する報告の義務を果たさない締約国の提案書の審議の優先順位の改訂、(b) 提案に関する追加情報を、ダイアログの過程で認定NGO及びコミュニティ、集団、適切な場合には個人からの情報の取得の可能性に関する議論、(c) サイクルごとの提案書の数に関連した以下の事項（より多くの提案書の評価を可能にするための評価機関の構成や作業手順の変更、一覧表への記載もしくはグッド・プラクティスの選定について1か国あたり3年に2件を検討対象とすること、国際的援助の要請を（金額の多寡を問わず）全てビューローで検討すること、緊急保護一覧表から代表一覧表への移行要請を年間審議件数の上限に含めるかどうか、拡張の要請を年間審議件数の上限や運用指示書第34段落⁵³⁾の優先順位に含めるかどうか）について検討させることが提案された⁵⁴⁾。

事務局は作業部会での議論や勧告の内容を運用指示書に反映させ、本議題で政府間委員会がその承認を締約国会議に勧告する⁵⁵⁾改定案⁵⁶⁾として示した。この改定案のうち、第40段落（一覧表からの抹消）に関して、中国は、関係締約国以外の第三者による抹消要請の手順（第40段落第2項(d)(ii)）⁵⁷⁾の削除を求めた。多くの委員国が、作業部会での長時間の議論を経て至った合意を無視していると反対したのに対し、中国がこの改定に強く固執したため審議が長引いたが、最終的には変更されることなく、原案の通り締約国会議に提案することが決議された。

2-4 評価機関の設置（議題16）

前述したように、評価機関は委員国以外の締約国の専門家6名、認定NGO6団体の合計12名から構成される。運用指示書は、評価機関の構成員の任期は4年を超えてはならない⁵⁸⁾と定めており、毎年の政府間委員会で、12名の構成員の4分の1ずつが改選される。今回は、選挙グループⅢ及びⅣのNGO、選挙グループⅤ(b)の専門家の合計3名が改選対象となった。選挙グループⅢは立候補したNGOが1団体であったため、無投票での決定となった。選挙グループⅣはNGO3団体、選挙グループ

V(b)は3名が立候補したことから秘密投票⁵⁹⁾が実施され、うち選挙グループIVでは1回目の投票で3団体が同数の表を得たために2度目の投票が行われ、認定NGO 2団体（Daniel Rubin de la Borbolla Center（選挙グループIII、メキシコ所在）、Aigine Cultural Research Center - Aigine CRC（選挙グループIV、キルギス所在）、委員国以外の締約国の専門家1名（Ms. Nahla Abdallah Emam（選挙グループV(b)、エジプト））が選出された。

2-5 第17回政府間委員会の開催地、ビューローメンバーの決定（議題17、18）

2022年の第17回政府間委員会は当初、招致を希望する委員国がなかったものの、当該議題の審議中にモロッコとボツワナから招致への関心が表明された。ただし、両国とも検討のための時間を要すると述べ、会期を同年11月28日（月）～12月3日（土）とし、開催地は迫って決定することが決議された（議題17）⁶⁰⁾。ビューローメンバーのうち議長は、招致国が決まらなかったために手続規則13.1に基づき決定が中断された。副議長国はスイス（グループI）、チェコ（グループII）、パナマ（グループIII）、韓国（グループIV）、ボツワナ（グループV(a)）、モロッコ（グループV(b)）、ラポルトゥールがMr Ramiro Maurice SILVA RIVERA（ペルー）と決まった。議長は、副議長国の中から非対面の協議を経て遅くとも2022年3月15日までに選出される（議題18）⁶¹⁾。

3. 第16回政府間委員会における議論

3-1 全般

第16回政府間委員会は、前回に続いての完全オンライン開催となった。前回は招致を予定していたジャマイカが早々に開催を返上したのに対し、今回の招致国のスリランカは一貫して自国開催を望んでいた。しかし、全ての委員国が同一の方法で参加できるようにする観点から、フランス・パリのUNESCO本部での開催がいったん決まったものの、新型コロナウイルスオミクロン株への急激な感染拡大を受けて、開催直前の12月初旬に完全オンライン開催に変更された。しかし、多くの委員国が指摘するように、急なオンライン開催の決定にもかかわらず、UNESCO側に起因すると思われる技術的なトラブルはほぼなかったのは幸いであった。

また、昨年と同様、審議内容と無関係な不規則発言に近い発言もほとんどみられなかった。議長の手腕ともあいまって、予定より1時間以上早く審議が終わった日もあるなど、審議は概ね順調に進んだ。Punchi Nilame Meegaswatte議長はスリランカのUNESCO国内委員会の委員長で、大学では理学、大学院で経営学、国際関係学を学び、メディア・パーソナリティとして長いキャリアを有する⁶²⁾。政府間委員会の議長は政治家が務めることも多いが、各発言者の話によく耳を傾けてその内容に反応し、ともすれば殺伐としがちな政府間委員会を、参加者の笑いを誘う発言を随所に交えて和ませた。一方で、議事と逸脱した内容の発言や制限時間を大幅に超過した発言、手続規則で禁止されている、関係締約国による自国案件支持の発言は途中でも中止させるなど、手続規則やビューローでの合意に基づくメリハリのきいた運営をしていた。豊富な知識を有するプロの司会者の仕事とすればいずれも納得がいく。

さらに、オンライン開催以外の運営の技術面では、委員国が参加するメーリングリストが設置され、各委員国は決議案の改定案をメーリングリスト宛に送付することが求められた。これにより、提案された改定案の検討や、さらなる改定の提案、改定案の共同提案者に加わることによる賛成の意思表示などが、審議に先立って、全ての関係者が情報共有しつつ行えるようになったことも、審議時間の短縮に役立ったと考えられる⁶³⁾。招致国を訪問し、その国の文化に直接触れ、雰囲気を感じる機会が失われたことは大変残念ではあるが、オープンエンドの作業部会やビューロー会合も含むオンライン会合の経験を重ねることで、政府間委員会は審議の効率化に向けて大きく前進したと感じられた。新型コロナウイルス感染拡大により失われたものは計り知れないが、感染拡大による制約を緩和する努力を通じて得られた成果の一つであることは間違いない。一方、同様にオンライン開催となった拡大第44回世界遺産委員会（2021年）は、諮問機関が情報照会もしくは記載延期を勧告した推薦が、勧告を覆す形で情報照会1件を除いていずれも記載された。また、ロシアが不記載を強く主張し、旧東欧諸国を中心に不記載への反対が多く審議が紛糾した推薦「グダニスク造船所：「連帯」の誕生の地及びヨーロッパにおける鉄のカーテンの終焉の象徴（Gdańsk Shipyard – the birthplace of “Solidarity” and the symbol of the Fall of the Iron Curtain in Europe）」に対して、議長裁定により審議の無期限延期が決議される⁶⁴⁾など、オンライン開催となっても議論の進め方にも内容にも改善が見られず、信頼性に大きな疑問が持たれる会合となった。無形文化遺産の保護に関する政府間委員会においては、オフライン開催に戻ったとしても、上記のような情報共有や審議方法の改革が、引き続き効率的な審議の実現に資することが期待される。

3-2 評価機関の活動

評価機関の活動（議題8）について、評価機関の情報照会勧告が委員会で覆され記載（選定、承認）されることが一貫して課題とされている。今回もそのような例が皆無とはならなかったものの、その件数は、記載提案について緊急保護一覧表1件、代表一覧表2件の合計3件にとどまり、多くは情報照会勧告の受け入れ、あるいは政府間委員会での審議前の提案取下げの道を選んだ。

一つの原因としては、記載（選定、承認）勧告が60件中45件（75%）と前回より増えた⁶⁵⁾ことが考えられる。また、「紳士協定（gentlemen’s agreement）」⁶⁶⁾の重要性について、前回同様に議題8の審議開始時に議長から言及されている。紳士協定とは「二つを超える記載基準を満たさない・情報が十分ではない場合は評価機関の勧告を覆さない」という内容で、前回と同様にこの協定に沿って、三つ以上の記載基準に課題を抱える案件が記載（選定、承認）されることはなく、政府間委員会での「逆転」が期待できないことから多くの提案が取り下げられたものと思われる。実際、情報照会勧告を覆して記載が決議された提案のうち、課題のある記載基準が一つであったのは1件、二つが2件で、三つ以上の基準に課題がある提案が覆った例はなかった。一方、課題があるとされた記載基準が二つであっても情報照会を受け入れた締約国もあり、課題が二つ以下の場合は必ず記載を主張するという判断とはなっていないようである。さらに、前述したように、今回が2回目の実施となったダイアログ・プロセスを通じて、15件中13件が記載（選定、承認）勧告を受けており、より肯定的な勧告をもたらす意味で効果的に機能している。

一方で、アフリカ地域の締約国からの提案には、肯定的な勧告を得られないものが散見され、同地域の一部の委員国からはそのことへの強い不満が表明された。筆者は2011年から政府間委員会を傍聴しているが、世界遺産委員会とは異なり、一覧表記載案件の地域的な偏りに対する感情的な不公平感の吐露を耳にすることは少なかったと感じる。評価機関は、案件の地域的な偏在が意思決定には影響しないと表明しているため⁶⁷⁾、関係締約国による提案が記載（選定、承認）に至らない原因は提案書にあると判断される。今後、無形文化遺産保護条約における当事者意識が薄れていき、自分たちは救済されるべきとの意識のみが極端に強くなれば、アフリカ地域の締約国の能力向上はかえって阻害されかねない。ただ、そのような発言は聞かれたものの、審議全体にわたって地理的分布の不均衡を指摘する意見の多くはキャパシティビルディング（能力育成）の必要性を指摘するもので、地理的分布の不均衡を考慮せずあくまで提案書に基づいて評価する評価機関の姿勢についても、委員国の大半は肯定的に評価していた。世界遺産委員会では、アフリカ地域を中心に自らを優先すべきとの主張は先鋭化し、諮問機関や欧州の委員国が、世界遺産条約や、世界遺産条約履行のための作業指針に基づき、意思決定において専門性を尊重するといった発言をしようものなら、激しく攻撃される始末である。今後の変化への懸念はあるものの、締約国の権利のみを主張する声の世界遺産委員会ほどには強くなっていないことについて、条約成立からの経過時間が20年弱と世界遺産条約より短く、現在の当事者にも成立の経緯に関する記憶があること、諮問機関のような外部機関ではなく、委員国が選出した評価機関が勧告を行うこと、後述するように、現在進行中の一覧表記載のメカニズム等に関する改革に全締約国が参加可能なことなど、条約の当事者意識を持ちうる環境が保たれている点も有効であろう。

また、今回、「ジュームー・スープ」（ハイチ）の代表一覧表への記載提案について、関係締約国からの要請に基づいて予定より1年早く評価、審議が行われ、政府間委員会で記載が決議された。評価機関は通常と同様の指標で評価を行い、全ての記載基準を満たしていると判断した。そのため、技術的な問題はないといえ、委員国からも記載自体に反対する意見はなかったものの、迅速な記載を正当化する規定が存在しなかった。そのため、政府間委員会は記載を決議する一方でこの記載が「例外的に起きた（occurred on an exceptional basis）」ものとして、第9回締約国会議で記載への同意を得られるように事務局が配慮することを要請している。一覧表への迅速な記載を実現する手法として、世界遺産条約では「緊急的登録推薦（emergency nomination）」という仕組みがある。緊急的登録推薦では、資産が自然現象や人為的活動による被害を受けている、あるいは重大かつ具体的な危険に直面している場合に、通常の手続きによらず、迅速に資産の世界遺産一覧表への推薦、審査を行うことが可能とされる⁶⁸⁾。「ジュームー・スープ」の場合、案件自体が脅威にさらされているわけではなく、案件の記載により連帯の気持ちを示し、度重なる大規模自然災害や大統領暗殺などの社会不安に直面している締約国の人々を勇気づけることが、速やかな記載を要請する目的であった。世界遺産条約とは異なり、無形文化遺産保護条約では緊急保護一覧表への記載という選択肢があることから、案件自体に対する脅威が例外的な記載を認める要件とはなりにくいように思われる。また、複数の委員国による指摘のように、例外的な手続きの濫用も懸念となる⁶⁹⁾。オープンエンドの作業部会においては、例外的な記載の適用範囲や手続きが厳密に定義されなければならない。

3-3 一覧表作成のメカニズムに関する世界的な検討

一覧表作成のメカニズムに関する世界的な検討（global reflection）は、新型コロナウイルス感染拡大のため進行が予定より遅れていた。しかし、2021年には専門家会合及びそれに続くオープンエンドの作業部会が開催され、今回の政府間委員会では運用指示書の改定案が提示され、2022年の締約国会議での採択のため提案されることとなった。今回改定が勧告された運用指示書の規定のうち日本の現状に関連が深いのは、第16段落第4項に規定された国内での拡張に関する内容であろう。同項の前段では、「国内レベルでは、その記載基準が元の提案において既に充足されていることを考慮しつつ、締約国は当該拡張が記載基準を示していることを表現する必要がある（At the national level, the State Party is required to demonstrate that the extension satisfies the required criteria for inscription, taking into account the criteria already satisfied through the original nomination.）⁷⁰⁾」と述べる。また、後段では「元の提案及びその後の拡張に賛同した関係のコミュニティ、グループ、及び適用可能な場合には個人は、提案された拡張や、実施中、新たに提案、もしくは更新された保護の手段に対し、新たに加入するコミュニティ、グループ、適用可能な場合には個人、及び当局とともに、合意しなければならない（Concerned communities, groups and, if applicable, individuals that gave their consent for the submission of the original nomination and subsequent extensions must agree with the proposed extension and their participation in ongoing, newly proposed or updated safeguarding measures with the newly joining communities, groups and, where appropriate, individuals concerned and authorities.）」とする。現状では、記載済案件の拡張や縮小を行う場合であっても、手続きは新規の提案と同じであるため、全ての記載基準を満たしているかどうかについて、記載済の実践なども含めて記述しなければならず、関係コミュニティなどにも同意を改めて確認する必要がある。しかし、改定案では、新規に加える実践に関してのみ、全ての記載基準を満たしていることや、既存の提案に関係するものも含めたコミュニティやグループなどが同意していることを明記すればよく、既存の案件に実践やコミュニティを追加しやすくなると思われる。

また、これまで明確に手続きが規定されていなかった、ある一覧表から別の一覧表への移行や、案件の一覧表からの抹消に関する申請書や手順などの規定が整備された。これにより、第12回政府間委員会（2017年、済州）において、緊急保護一覧表から代表一覧表へ移行した「ベトナム、プートー県のソアン唱歌（Xoan singing of Phú Thọ province, Viet Nam）」の場合のような個別対応ではなく、定められた手続きに基づいて、緊急の保護が不要となった案件の代表一覧表への移行や、保護を要する案件の緊急保護一覧表への移行が円滑に行えるようになった。同様に、記載基準を満たさなくなった案件を、当該締約国やコミュニティなどなどの関係者、または第三者からの要請に基づいて一覧表から抹消できるようになっている。なお、第2-3章で述べたように、案件の一覧表からの抹消のうち第三者からの要請に基づく箇所について、運用指示書の案に対する審議の場での変更⁷¹⁾が中国から提起された。中国は、文章の簡略化を表向きの理由としているが、おそらくは自国案件に対する第三者による一覧表からの抹消要請の回避を目的としたものであろう。しかし、「アールストのカーニバル（Aalst carnival）」（ベルギー）が、人種差別的なフロートが用いられているとの第三者からの通報が契機となり、第14回政府間委員会（2019年、ボゴタ）で代表一覧表から抹消されたことから、条

約の信頼性保持において第三者の役割は極めて重要である。中国を含め、参加した全ての締約国が合意した作業部会の勧告を反映した運用指示書の改定案は尊重されるべきで、それを覆そうとした中国の対応は容認されるものではなく、作業部会の合意事項であっても委員国である自らが覆せるとの大国のエゴが見え隠れする。ただ、世界遺産委員会ではしばしばオープンエンドの作業部会での合意事項が覆される⁷²⁾ことに鑑みれば、無形文化遺産保護条約の政府間委員会は正常さを保っているともいえる⁷³⁾。議題8全体に関する議論の場面でも、世界遺産委員会でも委員国を務めるサウジアラビアから、2021年の拡大第44回世界遺産委員会で作業指針に盛り込まれた推薦書の事前評価の導入の可能性について提起されたのに対し、世界遺産条約とは別の条約であり、同条約への言及は不適切であるとの意見が、複数かつ異なる地域の委員国から上がった。過去の政府間委員会では、世界遺産条約との区別がつかない、あるいは意図して世界遺産条約の仕組みを導入しようと試みる委員国の発言がしばしばみられたが、事前評価に対し各委員国が一斉に反対を表明したのは、2021年の4日間の作業部会を含む一連の検討を経ることで、委員国の無形文化遺産保護条約への認識が大きく向上したようにもみえる場面であった。2022年以降も、作業部会では記載基準の具体的な定義や、各年の審議件数などの重要な課題の検討が継続して行われる。その背後にある各締約国の希望の一つは審議件数の増加であることは確かだが、作業部会の議論はそれにとどまるものではなく、最大の目的は無形文化遺産保護条約の一層適切な履行であることは忘れられてはならない。

4. 今後に向けて

本稿では、無形文化遺産の保護に関する第16回政府間委員会での議論の概要や課題について述べた。今回の政府間委員会に関しては、一部の委員国が自国の利益のための発言を行いそれに固執する様子もみられたものの、それを制止しようとする多くの委員国があったことで、政府間委員会の信頼性は比較的保たれていた。また、オンライン開催という制約がある中で、メーリングリストなどのオンラインツールを活用し、情報共有が行われたことは審議の円滑化や透明性確保に大きく貢献した。ダイアログ・プロセスを経ての情報照会から記載への変更とともに、紳士協定が引き続き遵守されたことから、記載提案に対する評価機関の勧告と異なる決議もわずか3件にとどまった。ただし、前回指摘した⁷⁴⁾ように、このような審議の正常化の要因の一つには委員国の交代もあることは否定できず、2022年の締約国会議では半数の委員国が改選されるため、次回の政府間委員会でも同様の傾向が続くかどうかは不透明である。作業部会での議論の継続による各締約国の関係者の専門性向上が、政府間委員会の正常化に引き続き寄与するよう強く希望する。

今回は、2年ぶりに通常と同様の審議時間の政府間委員会の開催となり、運用指示書の改定が締約国会議に提案された。一覧表間の移行や、一覧表からの抹消に関する手続きの整備などいずれも重要な改定であるが、日本の今後の一覧表記載提案にも関連が強い内容として、記載済の案件に対する他の国あるいは国内の実践の追加の手続きの簡略化があった。複数の指定文化財のグルーピングによる提案を積極的に行っている日本にとっては、一覧表への実践の追加記載を現行の仕組みよりも容易にする改革であるといえる。一方、国内の動きを見れば、文化財保護法の改正により無形の文化財の登

録制度が導入され、多様な文化財を保護の対象とすることを目指しており、文化庁（2021）には生活文化がその対象として明記されている⁷⁵⁾。従来の文化財保護法において、明確には文化財と位置付けられていなかった生活文化が、文化財として国の文化財登録原簿に記載され国の保護の網にかかれれば、無形文化遺産保護条約の一覧表への記載への道が開かれることにもなる。実際、2021年に登録文化財とされた「伝統的酒造り」は令和3年度の代表一覧表記載提案候補となった⁷⁶⁾。生活文化が文化財として国による把握の対象になることは、法律上の文化財の概念の拡大として望ましく、生活文化に代表一覧表への記載の道を開いたことは、無形文化遺産の多様性を示す意味で国際的にも意義があるといえる。しかし、業界団体をコミュニティとみなせるかどうかなど、提案書の起草においては課題もあるようにも思われる。また、これまでの無形（の）文化財とは異なる性質の、生活文化の「保護」の手法の確立も課題となろう。文化財保護法をすでに70年余り運用してきた日本が、無形文化遺産保護条約上の無形文化遺産の概念を取り入れることで、従来の無形（の）文化財への対応とは異なる対応が必要となるのは確かである。生活文化の保護について、代表一覧表記載の条件を整えるための改正にとどまり、従来の文化財保護との整合性に課題を生じさせるのではなく、無形文化遺産保護条約の履行に対しても有意義な提案となるような、国内の枠組み整備が進むことが望まれる。代表一覧表への記載提案を視野に入れた文化財保護法の改正が行われた以上、文化財保護法の履行も無形文化遺産保護条約のそれとは無関係ではいられない。オープンエンドの作業部会の議長として多様な意見を取りまとめ、運用指示書の改定を実現した日本の役割は非常に大きかったが、今後も専門性をもって、無形文化遺産保護条約の履行の在り方の改善に対する貢献を継続することを期待する次第である。

《注》

- 1) UNESCO無形文化遺産保護条約ウェブサイト (<https://ich.unesco.org/en/states-parties-00024>、2022年1月20日閲覧) に2020年7月27日現在として記載されている件数に基づく。前回の報告以降新たな締約国はなく、件数は変わっていない。
- 2) The 2003 Convention reaches 175 State Parties! (<https://ich.unesco.org/en/news/the-2003-convention-reaches-175-state-parties-00255>) に、「On September 5, Suriname became the 175th State to join the 2003 Convention for the Safeguarding of the Intangible Cultural Heritage bringing the convention close to attaining universal ratification. [筆者注：2017年] 9月5日、スリナムが175番目の無形文化遺産保護条約加盟国となり、条約の普遍的な批准に近づいた。）」の文言がある。
- 3) 一覧表への記載などの提案の関係締約国は、議題8についてのみ2名分の発言可能なアカウントが配分された。
- 4) 例年、スペインによるスペイン語の同時通訳が提供されているが、今回は提供がなく、開始当初は一部の締約国がそのことを知らずにスペイン語で発言することがあった。
- 5) 2021年10月8日から13日にかけて、公平性を期すために、全ての委員国が同じ方法（全員が対面、もしくは全員がオンライン）で参加することを前提として、委員国に電子的な方法による意見

聴取が行われた。その結果、4カ国がコロンボでの開催、19ヶ国がUNESCO本部での開催を希望し、1か国はどちらでもよいとの結果であった（LHE/21/16.COM 4.BUR/4 第1～3段落）。

- 6) DECISION 16.COM 4.BUR 4
- 7) 16.COM BUR Informal Exchange - 3 December 2021 (<https://ich.unesco.org/en/16com-bureau>)。会議文書は公開されていない。
- 8) <https://ich.unesco.org/en/news/next-session-of-the-committee-to-start-on-13-december-fully-online-13352>
- 9) 同注8。DECISION 16.COM 4.BUR 3ではパリ時間9時30分～17時30分（休憩は12時15分～14時15分）とされていたが、LHE/21/16.COM/INF.2.1 Rev.4において10時15分～17時15分（休憩は13時15分～14時15分）に変更された。休憩時間を短縮することで開始時刻を遅らせ、中南米地域にわずかに配慮したことになる。それでも、締約国の中で最も時差の大きいメキシコ（GMT-6、パリとの時差は7時間）などでは開始時刻が午前3時15分であった。
- 10) 政府間委員会の議長を選出した選挙グループを除く。そのため、今回はスリランカが属するグループIVからは副議長を選出しない。
- 11) 北アフリカのアラビア語圏を除く地域。
- 12) 100,000米ドルを超えない額の国際的援助要請を承認するかどうかは、ビューロー会議で検討される。
- 13) シーリングの件数は2年ごとに見直される。第15回政府間委員会では見直しが行われ、優先度[0]の締約国からの案件だけでも50件を超えたことから、60件となった。
- 14) LHE/21/16.COM/8 第8段落
- 15) 運用指示書第34段落
- 16) Submitting States and priorities for 2021 cycle <https://ich.unesco.org/en/submitting-states-and-priorities-2021-01135>
- 17) 2015年には7件、2016年は3件、2017年は10件、2018年、2019年はいずれも3件であった。50件という審議件数の総数が決まっているため、50件に収めるためにこの件数は毎年見直される。今回は、この条件の適用より前に50件を超えたため、前回に引き続き適用されなかった。
- 18) 保有案件のシーリングの条件が「ゼロ」であったために、ごく少数の案件しか持たない多くの締約国も後優先とされた。
- 19) Submitting States and priorities for 2021 cycle <https://ich.unesco.org/en/submitting-states-and-priorities-2021-01135> 所載「Not treated under the 2021 cycle」以下
- 20) DECISION 8 COM 10
- 21) LHE/21/16.COM/8 第37段落 ii
- 22) 同 iii
- 23) 同 第40段落及び43段落
- 24) 同 第44段落
- 25) 同 第45段落 ii

- 26) 同 第47段落 i
- 27) 同 ii
- 28) 同 iii
- 29) 同 第48段落
- 30) 同 第49段落
- 31) 同 第50段落
- 32) 同 第51段落
- 33) 同 第53段落
- 34) 同 第74段落
- 35) 同 第75段落
- 36) LHE/21/16.COM/8 第15段落によれば、ダイアログとして関係締約国への質問が2021年7月25日に送付された。また、決議案は9月14日～17日に開催された評価機関の会合で作成された（同16段落）。前回の第15回政府間委員会では、決議案作成後にダイアログが行われたが、今回は文字通りの「アップストリーム（上流工程）」ダイアログとなった。
- 37) LHE/21/16.COM/8 第33段落
- 38) LHE/21/16.COM/8 第17段落では、「The dialogue process was initiated by the Evaluation Body for fifteen files, fourteen of which were recommended for inscription and one for referral（評価機関は15件の提案書について対話のプロセスを実施、うち14件が記載、2件が情報照会を勧告された）」とあるが、LHE/21/16.COM/8.b Add及びLHE/21/16.COM/8.a Addによれば、情報照会が勧告されたのは「ソンケット」（マレーシア）と「ヒーダー」（ジブチ）の2件である。この後の注に示すように「ヒーダー」は国際的援助の要請と緊急保護一覧表への記載提案が同時に行われ、国際的援助の要請に対しては承認が勧告されたことから、記載勧告と誤解されたことが想像される。また「ヒーダー」では最終的に情報照会が勧告された国際的援助の要請に関して対話を行ったことから、記載（・承認・認定）されたのは13件とすべきであろう。
- 39) 「ヒーダー」は国際的援助の要請が同時に行われており、国際的援助の要請は承認されている。
- 40) DRAFT RESOLUTION 8.GA 9 ANNEX
- 41) LHE/21/16.COM/19 第1～4段落
- 42) DECISION 16.COM 19 第8～10段落
- 43) DECISION 16.COM 8.b.45 第1段落
- 44) ロシアは無形文化遺産保護条約を批准しておらず締約国ではないが、議長の裁量で記載が決議された後の発言が許可された。
- 45) DECISION 16.COM 15 第10段落
- 46) LHE/21/16.COM/14 第1～3段落
- 47) 「オープンエンド（open-ended）」とは、委員国など一部の締約国のみが参加できる会合ではなく、全ての締約国が等しく参加可能であることを意味する。
- 48) LHE/21/16.COM/14 第4～第7段落

- 49) P.9は「当該プログラム、プロジェクトもしくは活動が主に発展途上国の特定のニーズに適用可能である (The programme, project or activity is primarily applicable to the particular needs of developing countries.)」 というものである。
- 50) LHE/21/16.COM/14 第9段落
- 51) 同 第10段落
- 52) 同 第11段落
- 53) 本稿第2.1章を参照。
- 54) LHE/21/16.COM/14 Annex I 第14段落
- 55) 作業指針改正の権限を有する世界遺産委員会とは異なり、政府間委員会は運用指示書の改定を行うのではなく、作成し締約国会議に提案する (無形文化遺産保護条約第7条(e))。
- 56) 同Annex II
- 57) 文言は次の通り。「その他 [筆者注：締約国以外からの要請] の場合、事務局は情報、特に条約の第2条 [筆者注：無形文化遺産の定義] に関するものを収集し、この情報の成果を関係締約国と共有し、当該締約国からの反応があった場合にはそれを収集することができる。その後、抹消の要請は、この事案を次回の政府間委員会の議題に含めるかどうかを勧告することのできるビューローに送られる (In other cases, the Secretariat may gather information in particular in relation to Article 2 of the Convention and share the results of that information with the concerned State Party and gather its response, if any. The removal request is then transmitted to the Bureau that may recommend or not to include the case on the agenda of the next Committee session.)。』
- 58) 運用指示書第28段落
- 59) 秘密投票は通常、政府間委員会の会場で実施されるが、今回もオンライン開催のため、パリに駐在している各委員国の代表が、あらかじめ定められた日時にUNESCO本部に設けられた投票所に向き、投票を行う方法が取られた。駐在者がいない委員国は、外務大臣などが署名した文書により他の委員国に投票を依頼する必要があった (議題16における事務局の大日向史子氏の説明による)。
- 60) DECISION 16.COM 17
- 61) DECISION 16.COM 18
- 62) Dr. Punchinilame Meegaswatte assumed duties as the Secretary General of Sri Lanka National Commission for UNESCO https://www.slncu.lk/web/index.php?option=com_content&view=article&id=65:dr-punchinilame-meegaswatte-assumed-duties-as-the-secretary-general-of-sri-lanka-national-commission-for-unesco-2&catid=8&Itemid=145&lang=en (2022年2月25日閲覧)
- 63) 従来も、決議案の改定案は事前に事務局にメールで送るよう求められていたが、委員国のメーリングリスト宛とすれば、事務局の介在で生じる情報共有のタイムラグをなくせる。また、共同提案者 (co-sponsor) として事前に改定案に国名を記すことで、審議の場でその都度発言を求め名前を連ねてもらう時間を省略できる。政府間委員会の構成員の多くが外交官になった現状で、文化遺産の専門家の考える議論や意思決定の過程との齟齬 (例えば、文化遺産の専門家は同趣旨の発言の繰

り返しは無意味だと考えても、外交官にとっては自らの態度を公式の記録に残すこと自体が非常に重要)に起因すると思われる問題に対して、今回の改革は比較的有効に機能したように思われた。異文化理解の重要性を示す現象といえるかもしれない。

64) Decision: 44 COM 8B.43には「本議題に関する議論を無期限延期とする (Decides to adjourn the debate on this agenda item sine die.)。」とだけ記され、資産名すら記載されないことも異例である。

65) LHE/21/16.COM/8 第17段落

66) ジェンダー中立的な用語としてオープンエンドの作業部会は「作業合意 (working agreement、チームでの決め事)」の語を提案している。

67) LHE/21/16.COM/8第39段落

68) 世界遺産条約の履行のための作業指針 (Operational Guidelines for the Implementation of the World Heritage Convention) 第161 ~ 162段落

69) 大統領暗殺も重なったハイチの状況は極めて特殊といえようが、自然災害が多発する国や地域はその程度の差こそあれ数多くあり、我が国もその一つである。世界遺産に関しては、2011年の「平泉－仏国土 (浄土) を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群」、2018年の「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の一覧表記載は被災者を勇気づけるとされ、潜伏キリシタン関連遺産については、平成28年熊本地震からの復興に資するとして資産名に熊本県の「天草地方」という語が意図して加えられた経緯もあるが、記載の緊急性は主張されていない。一覧表への記載による人々の癒しの効果は結果として得られるかもしれないが、災害時のレジリエンスに無形文化遺産が果たす役割は、無形文化遺産自身の性質によるものとして区別したほうがよいように感じる。また、復興に資する観光資源として期待するのであれば筋違いであろう。実際、自国の資産の世界遺産一覧表への推薦を全て緊急として行い、緊急性はないとの諮問機関の勧告を覆していずれも記載したある国の大使からは「緊急の (emergency) 記載を検討すべし」との発言もあり、先行きが懸念される。その意図がいかなるものかを問わず、例外規定はあくまで例外であるべきで、一覧表への記載手続きを簡易化する手段として用いるべきではない。併せて「ジュームー・スープ」が全ての記載基準を満たしていたことも強調されなければならない。

70) DECISION 16.COM 14 ANNEX II

71) 作業部会の議長国である日本が事務局案をさらに簡略化したため、締約国会議に採択を勧告する運用指示書の最終的な改定案は、事前に公開された決議案とは異なる。ただし、その場で提案された中国の案とは異なり、作業部会での議論を踏まえた文言の変更で、委員国などの関係者には事前に共有されている。

72) 例えば、第39回世界遺産委員会 (2015年、ボン) では、1回あたりの世界遺産委員会での審議件数を各国1件、総数を25件とする案が作業部会から提案されたのに対し、インドが作業部会での審議継続を提案し多くの委員国が賛成したことから、採択が見送られた。

73) 妥協を求めるような発言を1、2度耳にしたものの、中国の影響力が大きいであろうアフリカの委員国のほとんどが、明確な中国支持を表明せず、沈黙を保ったことも記しておきたい。

- 74) 二神葉子 (2021) : 無形文化遺産の保護に関する第15回政府間委員会の概要と課題. 『無形文化遺産研究報告』 15, pp.53-76
- 75) 文化庁 (2021) : 文化財保護法の一部を改正する法律について. https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/pdf/93084801_04.pdf (2022年2月27日閲覧)
- 76) 文化庁 (2022) : 令和3年度におけるユネスコ無形文化遺産への提案候補の選定について. https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/hodohappyo/pdf/93671601_01.pdf (2022年2月27日閲覧)

二神葉子 (東京文化財研究所 文化財情報資料部)

Topics of the Sixteenth Session of the Intergovernmental Committee for the Safeguarding of the Intangible Cultural Heritage and Issues Raised through Discussions

FUTAGAMI Yoko

The sixteenth session of the Intergovernmental Committee for the Safeguarding of the Intangible Cultural Heritage was held online from 13 to 18 December, 2021, as a result of Covid-19 pandemic. Although the meeting was held online, the number of agenda was almost the same as that at an ordinary meeting, because it had been planned to be held in offline modality just ten days before the opening of the Session.

During the Session, 38 elements of intangible cultural heritage were inscribed on the Representative List of the Intangible Cultural Heritage of Humanity (Representative List). The Evaluation Body had recommended 36 files as inscription on the Representative List, which showed an effectiveness of the dialogue system between the Body and the States Parties concerned. Apart from the 38 elements, “Joumou Soup” was requested by Haiti to be examined on a fast-track basis by the sixteenth Session of the Committee because Haiti was hit by a series of impactful events such as an earthquake and a tropical storm as well as the assassination of the President, and the State Party hoped that the inscription would encourage its people. Inscription of this element on the Representative List was unanimously supported by the Committee Members, but it requires endorsement by the General Assembly of the Convention, because such fast-track inscription is not regulated by the Operational Directives for the implementation of the Convention for the Safeguarding of the Intangible Heritage (Operational Directives). The Committee also pointed out the necessity to establish a procedure to allow inscribing an element on such an exceptional basis.

At this Session, it was decided to recommend the revisions of the Operational Directives to the General Assembly in 2022. The revisions were based on the recommendation of the open-ended intergovernmental working group chaired by H.E. Mr. Oike Atsuyuki (Japan). Among the revisions, simplification of the process to inscribe elements on an extended or reduced basis helps new practices to be added to an existing element. The mandate of the working group was extended to continue discussions about revisions of the Operational Directives, which may increase the number of nomination files to be examined per year. It is hoped that future revisions will contribute in richness of diversity of the Lists of Intangible Cultural Heritage, not reduce the quality of nomination files.